

お医者さんのかかり方で医療費を節約できます！

☎ 国保年金課国保係 ☎95-9891

▼“最初から大病院”は控えましょう

紹介状なしで200床以上の大病院を受診すると、初診料とは別に一定額を患者が負担しなくてはなりません。軽度な症状であれば、最初から大病院にはかからず「かかりつけ医」に相談しましょう。必要に応じて、大病院などの専門医へ紹介状を書いてもらえます。

▼重複受診はやめましょう

同じ症状で複数の医療機関にかかる、病院を変えるごとに初診料がかかってしまいます。また、同じような検査や処置が行われ、投薬や注射などを繰り返すことによって身体への負担や、副作用が心配されます。

▼時間外受診は控えましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかります。緊急性が高いのかどうかよく考えましょう。

▼お薬手帳を活用しましょう

病院や診療所、歯科医院、薬局に行くときは、お薬手帳を持参しましょう。副作用などのリスクを減らすため、複数の医療機関にかかっている場合はお薬手帳を1冊にまとめて記録することが大切です。医師や薬剤師に見せることで、薬の重複や、飲み合わせを確認してもらうことができます。また、飲み残しの薬があるときは手帳に記録することで必要以上に薬をもらうことを避けることもできます。

▼ジェネリック医薬品を使ってみませんか

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間が過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を含み、同等の効能をもつ薬のことです。その多くは新薬の2～7割程の価格になっています。患者の体調や、体質によっては使用できない場合もあります。希望する場合は医師や薬剤師に相談しましょう。

リフィル処方箋って？

☎ 国保年金課国保係 ☎95-9891

▼リフィル処方箋とは？

通常の処方箋は医師が決めた日数分の薬を一度だけ受け取ることができます。リフィル処方箋は、定められた期間内・回数内であれば、同じ処方箋を用いて医師の診察をせずに、薬局で繰り返し薬を受け取ることができます。

▼リフィル処方箋の特徴

リフィル処方箋の対象は、症状が安定していて、医師がリフィルによる処方が可能と認めた患者です。リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回です。

※国の規制により、対象となる薬局が限定されています。投与量に制限がある薬（新薬や向精神薬など）や湿布薬など一部の薬はリフィル処方箋の対象外となります。その他、副作用の疑いがある場合や服薬状況を薬剤師が把握できない場合は、リフィル処方箋の中止や中断をする場合があります。リフィル処方箋の発行には医師の判断が必要のため、かかりつけ医師とよく相談してください。

国民健康保険被保険者で出産される人へ

産前産後期間の国民健康保険税が免除になります

☎ 国保年金課国保係 ☎95-9891

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産（予定）月の前月～4か月（双子以上の場合は、出産（予定）月の3か月前～6か月）相当分が免除されます。出産とは、妊娠85日以上の分娩です（死産、流産、人工妊娠中絶及び早産の場合も含まれます）。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	3か月後
1人			免除	免除	免除	免除	
双子以上	免除	免除	免除	免除	免除	免除	

▼令和5年度は、2023年11月以降に出産予定又は出産した被保険者の保険税の所得割額と均等割額が免除の対象です

	2023年11月	12月	2024年1月	2月
11月に出産	出産月		免除	
12月に出産		出産月	免除	免除

☎ 2023年11月1日以降に出産の国民健康保険被保険者
☎ 出産予定日の6か月前より母子健康手帳又は妊娠証明書（出生後に届出の場合は不要）、本人確認書類を持参し直接国保年金課